

河内長野市おおさか河内材  
活用支援事業補助金のご案内

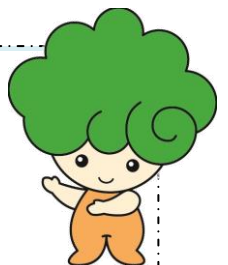
補助金制度ができました！

# 「おおさか河内材」を活用して 家や店舗を建てませんか？



お お さ か  
**河内材**  
Wood of Kawachi

●河内長野市内で「おおさか河内材」を使用した住宅  
や店舗等の新築や増改築費用等の一部を補助します。



## 【内容】

河内長野市内で「おおさか河内材」を0.1立方メートル以上使用した住宅等の新築や増改築等した場合、使用量等に応じて費用の一部を補助（最大200万円）します。

なお、補助対象部分の工事が年度内に終了するものが対象です。

## 【申込】

申請書に必要事項をご記入いただき、添付書類と合わせて農林課に郵送又は市役所4階の農林課窓口にご提出ください。

※申請書は本市HPよりダウンロード可能です。（農林課でも配布しています。）

※ 申込受付は先着順で、予算の上限に達した段階で募集を締め切らせていただきます。

★問い合わせ先 〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

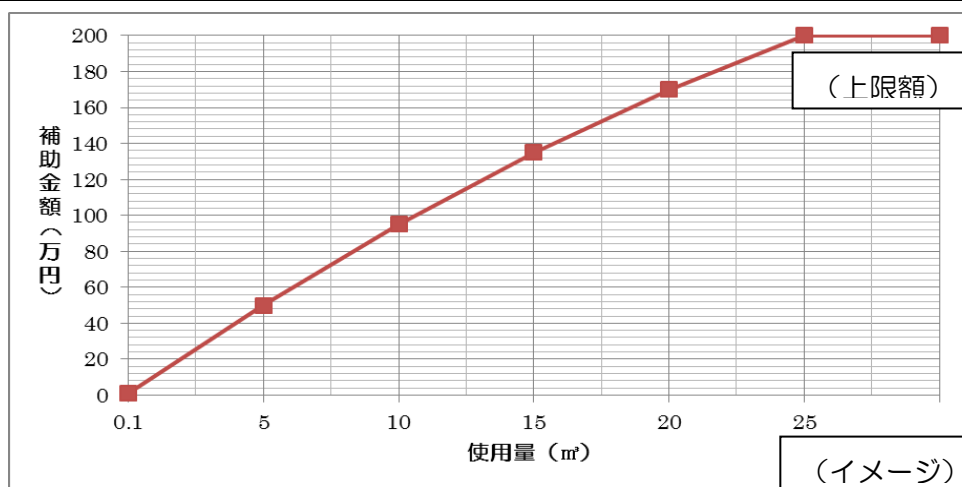
河内長野市役所農林課林政係

電話 0721-53-1111（内線440） FAX 0721-55-1435

E-mail [nourin@city.kawachinagano.lg.jp](mailto:nourin@city.kawachinagano.lg.jp)

○補助金額について（河内長野市産材の場合）

おおさか河内材の使用量	補助金額	補助金の上限額
5㎡まで	100,000円 ×使用量（㎡）	500,000円
10㎡まで	500,000円+ 90,000円× （使用量（㎡）-5㎡）	950,000円
15㎡まで	950,000円+ 80,000円× （使用量（㎡）-10㎡）	1,350,000円
20㎡まで	1,350,000円+ 70,000円× （使用量（㎡）-15㎡）	1,700,000円
20㎡を超える	1,700,000円+ 60,000円× （使用量（㎡）-20㎡）	2,000,000円



備考

- 1 使用量とは、補助対象事業の実施のために認定事業者（大阪府が実施するおおさか材認証制度により登録された認定事業者）から購入したおおさか河内材の量とする。
- 2 おおさか河内材の使用量に0.1立方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた値とする。
- 3 産地が千早赤阪村及び河南町の産地であるおおさか河内材を使用する場合は、当該使用量にかかる補助金額に0.5を乗じた額とする。
- 4 既に補助金を受けた店舗等が再度申請を行う場合の補助金額は、前回の使用量と今回の使用量とを合計し、それを基に算出した補助金額から前回の補助金額を差し引いた額とする。ただし、前回の補助金を交付した年度の翌年度から起算して10年を経過している場合は、この限りではない。